

## 機動捜査隊に関する訓令

〔最終改正 平成10.7.29 京都府警察本部訓令第10号〕

(目的)

第1条 この訓令は、機動捜査隊の編成、運用および勤務要領に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 機動捜査隊は、無線自動車により、その機動力と通信機能を最高度に活用して、次の各号に掲げる捜査活動等に当たることを任務とする。

- (1) 重要事件(重要事件等の捜査に関する訓令(昭和44年京都府警察本部訓令第16号)第2条に規定する重要事件等をいう。以下同じ。)の発生に際しこの犯人の逮捕及び各種捜査資料の確保並びに負傷者の救護等初動捜査に必要な活動
- (2) 機動警らによる各種犯罪の警戒及び犯人の検挙等の捜査活動
- (3) 刑事部長が特に必要と認めた事件の捜査活動

(編成及び装備)

第3条 機動捜査隊は隊長、副隊長及び隊員をもって編成する。

- 2 機動捜査隊に、機動捜査及び広域捜査に必要な捜査用無線自動車等の車両及び通信・装備資器材を整備する。

(広域機動捜査班)

第4条 機動捜査隊に広域機動捜査班を置く。

- 2 広域機動捜査班の運用に係る細部の事項については、別に定める。

(勤務時間)

第5条 隊長、副隊長及び庶務係の担任の勤務時間は、警察職員の勤務に関する訓令(昭和33年京都府警察本部訓令第9号。以下「勤務訓令」という。)第3条第2項本文の規定による。

- 2 隊員(庶務係の隊員を除く。)の勤務時間は、勤務訓令第4条第2項の規定による。
- 3 隊長は、犯罪発生状況等に基づき機動捜査隊の捜査活動上必要があると認めるときは、隊員の勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げて勤務させることができる。

(通常勤務)

第6条 隊員の通常における勤務の種別は、機動警ら、在所勤務及び休憩とする。

- 2 機動警らは、担当区域を警らし、各種犯罪の警戒および検挙を目的とした通常捜査活動に従事する。
- 3 在所勤務は、指定された場所において、通信連絡、指令などの業務にあたるものとする。
- 4 休憩は、原則として所定の場所において行なうものとする。

(緊急出動)

第7条 隊長は、重要事件が発生した場合、必要な隊員を緊急出動させ、または自ら出動して初動捜査活動に当たるものとする。

(現場における捜査指揮)

第8条 機動捜査隊が緊急出動した場合、所轄警察署の捜査主任官またはこれにかわる者が現場に到着していないときは、機動捜査隊の幹部が現場に到着した警察職員を指揮して初動捜査にあたり、捜査主任官またはこれにかわる者が到着したときは、これに引き継ぐものとする。

(事件の引継)

第9条 機動捜査隊が被疑者を検挙した場合、原則として次により身柄と共に事件を引き継ぐものとする。

(1) 緊急出動した重要事件にあつては、事件の発生地を管轄する警察署

(2) 通常勤務の際検挙した被疑者については、検挙地を管轄する警察署

2 機動捜査隊が初動捜査活動により得た捜査資料等については、速やかに事件の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

(応援派遣)

第10条 刑事部長は、重要事件の捜査、またはその他の事案の処理について、必要があると認めるときは機動捜査隊を応援派遣することができる。

(連絡及び協力)

第11条 機動捜査隊は当直長、通信指令課、自動車警ら隊、機動鑑識隊等と緊密な連携を保ち、相互に協力して、初動捜査活動を有効に行わなければならない。

(細部規定)

第12条 機動捜査隊の運用に関する細部の事項については、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和41年4月25日から施行する。